

根室市教育委員会規則第6号

根室市立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月19日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

根室市立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収
に関する規則の一部を改正する規則

根室市立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則（昭和 35 年根室市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 法第 17 条第 4 項の規定による共済掛金の額は、次の表の左欄に掲げる児童、生徒の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

児童及び生徒の区分	共済掛金の額 (1 人当り年額)
1 小学校、中学校の児童生徒 (2、3 に掲げるものを除く。)	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 331 号。以下「令」という。）第 7 条に定めた額の 2 分の 1 の額とする。 「令」第 7 条に定めた額の 2 分の 1 の額とする。
2 「令」第 17 条第 1 項に規定する 小学校、中学校の準要保護児童、生徒	「令」第 7 条に要保護児童生徒分として定めた額の 2 分の 1 の額とする。
3 「令」第 3 条第 6 項に規定する小 学校、中学校の要保護児童、生徒	

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。